

# 障害者差別解消法をご存じですか

平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されています。同法が施行されて、まもなく3年を迎えますが、未だに障がいがあるといった理由で、誤解や偏見などの差別を受けている方もいるのが現状です。

地域社会での差別をなくすためには、一人一人が障がいについての理解を深め、障がいのある人も互いに尊重し合うことが必要です。

街中で見掛けるマークなど、障がいに関わるさまざまなことに関心を持ち、障がいについての理解を深めましょう。問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3243）

市内の障害者手帳交付者数は、約7000人で、市民の約20人に1人が手帳を持っています。その中には、見た目では障がいがあることが分からない人も多くいます。また、手帳を持っていない人の中にも、日常生活や社会生活に支障がある人もいます。

自分や家族が病気や事故などで、障がいのある状態になることはありえることです。障がいとは決して自分とは無関係なことではなく、身近なこととして考えていく必要があります。

## 障害者差別解消法とは

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を

尊重して支え合う共生社会の実現を目指した法律です。

## この法律では

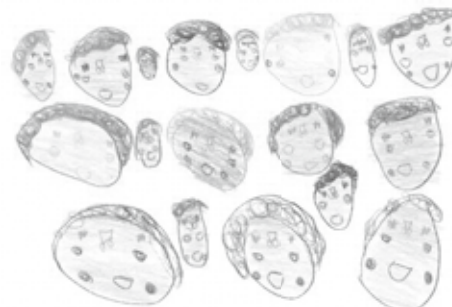
地方公共団体や民間事業者を対象に、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いをしない」ことや「合理的配慮を提供する」ことなどを規定しています。

## 不当な差別的取扱いとは

障がいがあるといった理由で、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人に付けられないような条件を付けたりすることです。

## 例えば

・「車いすだから」「補助犬



▲久喜市あゆみの郷の利用者 島村利一さんの作品 題名「おともだち」

同伴だから」といった理由で入店を断る  
目や耳に障がいがあるといった理由で施設の利用や習い事の入会を断る など

## 合理的配慮の提供とは

障がいのある人から何らかの配慮を求めめる意思表示があつたとき、負担になりすぎない範囲で、配慮を提供することです。

## 例えば

・段差がある場所で、車いす利用者にキャスター上げを補助する  
・視覚障がいのある人に書類の内容を読み上げる  
・聴覚障がいのある人に筆談で説明する など



## 障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを表すマークです。

障がい者用駐車場を必要とする人が利用できるよう、適正利用にご協力をお願いします。



## ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が同伴できることを表すマークです。

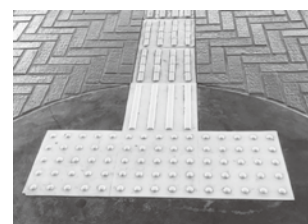
お店の入り口などでこのマークを見掛けたり、補助犬を連れている人を見つけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。



## ヘルプマーク

障がいのあることが外見でわからない人などが、援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

このマークを身に付けた人を見つけた場合は、優先席の利用や困っている時の声掛けなど、配慮をお願いします。



## 点字ブロック

視覚障がいのある人を安全に誘導するため、地面や床面に設置されています。

視覚障がいのある人の歩行の妨げにならないよう、点字ブロック上への駐車・駐輪はやめましょう。